

住宅用家屋証明を取得する場合の提出書類について

(1)新築住宅(個人が一戸建ての住宅を取得したとき)

保存登記、又は抵当権設定の登記に使用

区分	名称	原本・写しの別	備考
必須	住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> ・転入手続前の場合(入居予定であり、住民票の住所が当該家屋の所在地と異なる場合は、(7)を参照してください。 ・共有名義の場合、軽減を受けるすべての方の住民票が必要です。
必須	右記のいずれか一つ 登記完了証(表題登記) 登記事項証明書 登記識別情報通知 建築確認申請書類一式	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも以下の記載があるもの。 家屋所在地、家屋番号、家屋の種類、構造、床面積、建築(新築)年月日 ・登記完了証(表題登記)は、書面申請で取得した場合、新築年月日の記載がないことから、加えて表題登記時に受領された登記申請書も必要です。 ・建築確認申請書類では、確認済証や検査済証を含みます。 また、表題登記の新築年月日と確認申請の検査年月日が異なる場合は、建築(新築)年月日を確認できる書類が必要になります。 ・確認申請書類一式について、建築確認を要しないものであるときは、建築工事請負書、設計図書が必要になります。
該当する場合	【特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合】 ・長期優良住宅認定通知書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> ・変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書も提出してください。
該当する場合	【併用住宅の場合】 ・面積算定調書等	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが分かる平面図等も必要です。
該当する場合	【抵当権の設定登記に使用する場合】 (保存登記と同時に行わない場合) 右記のいずれか一つ 当該家屋を新築するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書 当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書 登記原因証明情報	どちらでも可	<ul style="list-style-type: none"> ・登記原因証明情報は、抵当権の被担保債権が、当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限ります。